

市第 193 号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

付則第21項の表及び第22項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第21項及び第22項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、同一の事由により傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法による障害厚生年金等とが支給される場合における調整に関する規定の整備を図るため、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

付 則

（第 1 項から第 20 項まで省略）

（他の法令による給付との調整）

- 21 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第 17 条の規定によりその例によることとされる法第 39 条の 2 の規定を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	（省 略）	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	$\frac{0.88}{0.86}$
	（省 略）	
（省 略）		

22 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

(省 略)	
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	$\frac{0.88}{0.86}$
(省 略)	